

『霧島田口扇山 2704-1 他へのメガソーラー建設反対』を求める陳情書

総務環境常任委員会で陳情書審査に置いての執行部に対する質疑です。

企画部長：霧島田口扇山 2704-1 他へのメガソーラー建設計画について説明する。

最初に断っておく。霧島田口におけるメガソーラー建設計画について、霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインに基づく事業計画、及びその他手続きに関する届出等は、現時点で市に一切提出されていない状況である。答えられる事業内容は、基本的に公にされている情報である。

資源エネルギー庁が公表する Fit 認定情報では、①発電事業者名＝霧島ソーラーファーム、②代表者名＝蘇 慶、③発電所所在地＝霧島市霧島田口扇山 2704-1 他、④発電出力＝80メガ、⑤地権者＝東京のSEJV合同会社である。2月7日に開催した霧島市再生可能エネルギーに関する情報共有会議において、事業者から説明を受けた。現在予定している事業内容については暫定版である。可能な範囲で地域政策課長が説明する。

地域政策課長：当該建設計画の主体事業者は、SEJV合同会社であり、福岡県福岡市に本社を置く Shift Energy Japan 株式会社が当該地での太陽光発電所の保有を目的に設立した会社である。

関連会社として測量及び許認可関係を鹿児島市の大福コンサルタント株式会社、鹿児島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を福岡市の一般財団法人・九州環境管理協会、地元対応を北九州市のJPGSK有限会社が担う事業体制と聞いている。

鹿児島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の方法書は今年5月に公告・縦覧を行う目標として進めたいと聞いた。

事業者からの説明を受けた後、事業者に対し、地域の実状を踏まえた上で事業を進める観点から「地域住民の理解を得ることが最も重要で、優先されるべきものであり、住民意見には真摯に対応すること、景観保全の観点から景観条例に基づき、景観計画に適合させるよう努めること、環境保全の観点から環境基本条例に基づき、事業者が有する責務を説明、また、環境影響評価においては、自然環境、生活環境、景観等への影響を十分に考慮し、住民等の意見にしっかり対応することを伝えた。

そのうえで、当該地域の歴史・文化、そして霧島の自然を求めて訪れる人、自然を愛して住んでいる人の想いや災害発生のリスクを考えると、市民の生命・財産を守る使命がある本市としては、開発に対して強い懸念を持っており、当該建設計画には反対する旨を伝えた。

以上で、説明を終る。なお、質問については、その内容が「法人に関する情報」と考えられる場合、回答を保留する可能性があることを了承願いたい。

宮内：市長は本会議でこの計画については明確に反対と述べた。今の口述でも事業者に伝えていると発言があった。ただ、林地開発の許認可権は鹿児島県が持っている。入口の段階でどれほど効果的なものにして行くのか霧島市は問われている。景観上の問題、環境保全上の問題などを考えたとき、この場所の開発計画については懸念を持っているという事であるが、林地開発・森林法では許可しなければならないとの表現がある。但し災害の危険性、水源涵養の機能などの4つの条件を示している。これらに照らしてどのような対応をするか？

地域政策課長：具体的な計画までは聞いていない、林地開発という技術的なところについて今の時

点でどのような考え方かと聞かれても答えられない。

宮内：はっきりしている事がある。資源エネルギー庁に開発事業者が提出している計画は陳情書にも記載されている事と一致している。185ヘクタールという広大な敷地であるという事とエリアがどのような所であるかは、はっきりしている。このエリアで大規模な太陽光発電所が建設される事になれば、どのような影響があるのか庁内での検討は、市長の反対表明を担保して取り組む事が求められている。どのような形で進めるのか聞いている。

企画部長：情報共有会議の中で聞いている部分については陳情書にある185ヘクタールとは異なる。そのような中で暫定版での説明であるから庁内で建設計画に対しての検討、判断は行っていない。市としては現在聞いている説明について市として反対の意思を伝えた。

宮内：書類未提出の段階である事を前提に、現在の答弁と思うが市長が答弁の中で、計画地は霧島神宮の近くであり、老人ホームも近くにあり、霧島の景勝地でもある。自然環境への影響、景観への影響、災害発生のリスク、住民環境への影響に大きな懸念を持っている。このような認識は住民と共有できると思うが、書類が提出された時に、これらの事をしっかり市としての意見を添えて、この計画に協力できないと、市長答弁に沿って担保して行かねばならないと思う。このような基本的な部分については共有できるか？

企画部長：正式に届け出がされれば、市には許認可権限は無いが県環境影響評価条例に基づく方法書、準備書の公告縦覧の段階や森林法に基づく林地開発許可申請の段階、県土地利用対策要綱に基づく協議の段階で市に求められる意見照会において、しっかりと市としての見解を伝える。

新橋：地域政策課長は地域住民の理解を得る事が最も重要で、優先されるべきものであり住民意見には真摯に対応する事との発言があった。これは市の意見としてどの程度反映されるのか？

地域政策課長：県への意見の反映という意味か？

仮に県に対する手続き行われている中で反対運動等がある場合には、その事を記載して県に意見を提出する。

新橋：地域住民の理解を得る事が重要である。陳情書で反対の声が上がっている、住民意見は重要であると思い、聞いている。住民の反対意見があった場合、今回は市長が反対しているわけであるが、こういった意見がどの程度、県への意見に追加されるか？

地域政策課長：県の判断基準を問われている、答えのしようが無い。

木野田：県から意見を求められるのは何回か？

鬼塚：手続きの最初は環境影響評価条例に基づく方法書の段階で公告縦覧に入るタイミングで地域の方々の意見を聞く場がある。その後、市にも意見照会がある。次の段階として方法書が作られた後は準備書が作られる。この段階でも地域住民の意見、市の意見の照会をする。それ以降、許認可に基づく森林法の林地開発許可の意見照会が市にある。それ以外では県の土地利用協議、この段階で市の意見が求められる。今、目に見えているのが4回の照会がある。

木野田：現地視察をした。ピンクのリボンが巻いてある。このリボンは何のためか？ 道路沿いだけか？

地域政策課長：リボンの目的は何かという確認はしていない。分からない。(霧島支所は確認している。敷地境界設定用の測量の目印である。)

木野田：大きな道路はロイヤルホテルの観光地に通じている。景観を損ねているのではないか？ 景観的な問題で撤去させる事はできないか？

都市計画課長：現時点でのピンクのリボンの所有権もあるから景観条例での撤去は出来ない。

新橋：霧島市はガイドラインを作った。地域住民の反対意見は生かされているか？

地域政策課長：質問の趣旨を捉えかねている。反対の声がある事を踏まえて市としての反対の意見を伝えたと理解して欲しい。

新橋：今回は地域住民から反対の意見が上がったが、今まで市としてメガソーラが出来る時に地域住民の意見聴取をしていたか？ 聞かないまま市の意見を県に伝えていたのか？

地域政策課長：市のガイドラインはメガソーラ問題があった事を受けて作った。過去の案件についてどういう手続きを取っていたかの確認については、それまでの林地開発や土地利用における手続きを踏襲していたとしか答えられない。逆に市は反対である意思を事業者に伝えた。これが何らかの処分、市であるか県であるか分からないが、住民が反対している事だけでも処分を全国では行ったところも有るようだ。司法の場で、その判断が合理的であるか争われ一旦は敗訴のところもある。住民の反対のみが処分の理由になる事は難しい。

(過去、霧島市は住民意見を聞くことなく『特になし』との意見を出している。県許可がなされてから、地域住民は知る事になり、その後反対意見を出しても行政、業者から無視された事実がある。資源エネルギー庁は『地域と共生した形で事業を実施することが重要である』とガイドラインに記載している。)

阿多：陳情者からは185ヘクタールと言っているが、暫定計画の説明で面積がそうではないとの回答があったが暫定計画の中の面積はどうなっているか？

地域政策課長：Fitの認定情報の中で自治体が確認できる情報にはない。但し自治体のみが確認できる情報であるので、公にはされていない。(暫定計画に記された面積を言いません。)

宮内：4回、意見の提出を求められるとの説明だが、そのいずれの意見についても、本会議・市長答弁の形で対応する理解で良いか？

企画部長：そのような形で対応する。

宮内：事業者は霧島市の理解が得られない。事務的には先に進めないと思うが、その理解で良いか？
そのような意見があったが、事業者として再提出があれば、それは留めおいて作業が進む事はあり得るか？

地域政策課長：許可権限を持たない市の意見であるので、県がどのような判断をするか言えない。
事務的に手続きが決まるかについては、当然許可等が無ければ作業は進まないという事になる。
大きな開発の許認可は県が行う。

宮内：入口の段階で霧島市が同意できないと表明をしたとしても許認可権は鹿児島県にあるので知事判断に委ねるしかないという事であるが、全国的に、また鹿児島県内で所在する自治体が不同意をして、それでも作業が進められ、メガソーラが建設された事例があるか？

地域政策課長：情報を持ち合わせていない。

宮内：これから情報を集めるが、執行部としても、これから先、どういう段階で手立てを講じるか、しっかり対応願いたい。

地域政策課長：不同意をおして事業を進めたかの直接の答えにはならないが、先ほどの裁判例では自治体が許可しなかった案件について事業者が裁判を起し一審で自治体敗訴、二審で事業者敗訴の事例がある。

前島：発電事業者が霧島ソーラーファーム、他にも数社関係している。これらの会社に関連する発

電施設があるか？

地域政策課長：現在の土地所有者は霧島市の案件の為の会社であり、この会社の案件はない。

SEJのこれまでの施工例としては長崎県・諫早市、佐賀県・武雄市などがある。

植山：具体的な事業計画は示されていないという理解で良いか？

地域政策課長：そのとおりである。

植山：具体的な事業計画が示されない、県からも市に対して意見を求められていない、この状況の中で開発行為に対して市長がこれほど明確な意思表示をした事は無い。これまでの様々な開発行為に於いて小規模であっても賛成／反対の声があり、市としては賛成／反対を見極めながら慎重な対応をとってきた。県に対する意見書もあまり明快な反対の意思を伝えた事は無かったと思う。今回はこの段階で明快に反対の意思表示をした事は市長の判断が良かったのか、もしくは庁内での協議の中で強い意志があったのか、聞きたい。

地域政策課長：今回の案件については環境等、色々インパクトが大きい事から、景観上の懸念など各担当部署が考えていたが、それを受けてインパクトの大きさから最終的に市長が判断、事業者を呼んだ際に『反対であると伝えるように』という事であった。それを受けて議会で答弁した。

反対運動の継続が肝要である事と、県議会への陳情も必要です。

執行部は問われない事は答えません。

従って、県の許認可手続き、環境影響評価の手続き、意見陳述などの知識入手が欠かせません。